

令和2年度第1回滋賀県環境審議会琵琶湖総合保全部会 議事録

- 開催日時 令和2年6月22日（月）14:00～16:00
- 開催場所 滋賀県庁新館7階大会議室
- 出席委員 井上委員（由井代理人）、大坪委員（安積代理人）、上村委員、木村委員、酒井委員、坂下委員、佐野委員、中野委員、中村委員、野瀬委員、西野委員、平山委員、溝江委員
（全委員17名：出席13名、欠席4名）

○議題

- (1) 部会長の選出について
- (2) 琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）のふりかえりと（仮称）マザーレイクフレームワークの構築について
- (3) 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）の総括（フォローアップの中間報告）および計画の改定について
- (4) その他

【配布資料】

- 出席者名簿、配席図
- 資料1-1 「琵琶湖保全再生計画」と「マザーレイク21計画」の関係と今後について
- 資料1-2 琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）＜第2期改定版＞ふりかえり報告書（案）
- 資料1-3 令和2年3月13日付け滋琵琶保再生第132号「滋賀県環境審議会琵琶湖総合保全部会提出資料に係るご意見等について」に係る委員からのご意見とそれに対する県の考え方について（マザーレイク21計画ふりかえり報告書に関すること）
- 資料1-4 （仮称）マザーレイクフレームワークの構築について
- 資料2-1 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）の改定について
- 資料2-2 琵琶湖保全再生法、計画等の見直しに係る滋賀県の基本的方針
- 資料2-3 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）フォローアップ報告書（素案）
- 参考資料1 琵琶湖保全再生施策に関する計画の改定について（諮問）〈写〉
- 参考資料2 琵琶湖の保全及び再生に関する法律の概要
- 参考資料3 琵琶湖保全再生施策に関する計画（冊子）

(1) 部会長の選出について

西野委員推薦の声あり。委員了承により、部会長は西野委員に決定した。以降、西野部会長の議事進行により進められた。

(2) 琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）のふりかえりと（仮称）マザーレイクフレームワークの構築について

〈事務局から資料 1-1～資料 1-4 を説明〉

部会長： ありがとうございます。分量が多いので、まず、資料 1-1「琵琶湖保全再生計画」と「マザーレイク 21 計画」の関係と今後について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。初めての方、少し分かりにくかったかもしれないですが、琵琶湖総合保全整備計画が 20 年前に策定されて、10 年前に改定され、ちょうど今年が 10 年目になります。その間に、2015 年に琵琶湖保全再生法が制定され、それを受け、滋賀県は法律に基づいた琵琶湖保全再生計画を 2016 年に本部会で審議して、その結果を答申しまして、2017 年 3 月に策定、4 月から施行されましたが、その終期が今年度になります。内容がかなりオーバーラップしており、行政施策につきましては、法律に基づく行政計画という形で、市民の皆さんの多様な主体による協働については（仮称）マザーレイクフレームワークという形で切り分けたらどうかというのがご説明の趣旨ということでよろしいでしょうか。それでは、この資料 1-1 というのが全体の枠組みになりますので、何かご意見、あるいはご質問がございましたらお願いいたします。

委員： 事務局の説明と、それから部会長の補足説明がありました。マザーレイク 21 計画は、今後マザーレイクフレームに移るということであり、それとともに、法律に基づいた行政計画が動くということです。行政計画をマザーレイクで後押しするということですが、基本的に環境県の滋賀県としては、マザーレイクという考え方がベースにあって、そして行政計画や法律に基づいて諸施策を行うという展開がベターだと思います。資料 1-2 の 21 ページの 2050 年の琵琶湖のあるべき姿、冒頭書かれています琵琶湖の水は手ですくっても飲めるようにということが書いていますので、このマザーレイクというのは、滋賀県にとっては遠大な計画であってしかるべきではないかなと思います。従って、数値の推移の評価がされていますが、例えば魚介類の収穫量、かつてのピーク時から比べると相当落ち込んでいるということですので、それを元に戻すまでにはいかななくても、安定的収穫量が復活をするということ、そして手で飲めるということとを同時に考えてはどうかと思います。もう一回基本に初心に立ち返って、保全、再生という意味合いを、マザーレイクということで置き換えて今後進めてはどうかと思います。

それから、冒頭、琵琶湖環境部長が琵琶湖の全層循環が起こらなかったということをおっしゃっていますので、地球規模での物事の考え方も必要ではないかということです。過日、滋

賀県知事も 2050 年に CO2 排出量ゼロ宣言ということをしてされていますし、先ほどもありましたプラスチックごみが年々増えているという環境悪化、それから県の施策で言いますと SDGs、それがマザーレイクフレームに置き換わっているということがあります。それから知事が訴えられています健康しが、人の健康、社会の健康、自然の健康。自然の健康の中で知事は山の健康は琵琶湖の健康だと言っておられます。甲良町も鈴鹿山系から中間位置にいますが、琵琶湖までつないでいく中間地としての自然生態系ということも重視したまちづくりをやっているところがございます。従って、それら具体の項目も表にすることによって、行政、そして県民、事業者、学生、専門家の取組につながると思います。そして、行政計画としての琵琶湖保全計画があるということだと思しますので、私はマザーレイクというのは環境県としてのあるべき姿の根本だというふうに理解をさせていただきました。

部会長： 今のご意見に対して事務局、何かございますでしょうか。

事務局： ありがとうございます。行政施策は行政計画で、それから多様な皆さんによる主体的な取組はマザーレイクフレームワークでいう考え方をお示しさせていただいたのですが、委員おっしゃったように根本はマザーレイク、琵琶湖の保全再生というところがございますし、そのような視点は大変重要だと思いますので、ご指摘いただいた点も念頭に置きながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

委員： 今もご指摘があったように、2050 年のあるべき姿を、琵琶湖と一つ共生する姿を想定しながらマザーレイク 21 計画が作られた。2050 年には、あたかも手ですくって、満々とした、清らかな水の琵琶湖に戻そうという基本理念があったわけですが、現状の琵琶湖等々を見ていくと、われわれが琵琶湖で生活を営んでいた、いわゆる昭和 40 年代、まだ琵琶湖の水をやかんに取って、ガスで湯を沸かして飲んできたという時代もありましたし、また、父親が大正時代の漁ですが、南湖も北湖も透き通ってきたという状況で琵琶湖を守ってきたのですが、現状を見ると 2050 年、これから 30 年先に果たしてこの琵琶湖の水が手ですくって、満々として、清らかで、そういうような理想は大変大事なことであり、これを基本として、あらゆる施策を作っていこうということなのですが、果たしてこの現状からして高い目標が守れるのか、しっかりと見極めながら、実現可能のための計画を作っていかなければならないと思うのですが、そのあたりの考え方をひとつお聞かせいただきたい。

部会長： 今のご意見に対して、事務局、お願いします。

事務局： ありがとうございます。先ほど説明を申し上げました、(仮称) マザーレイクフレームワークですが、皆さま方から琵琶湖との約束というものをいただきまして、それを琵琶湖の目標ということでマザーレイクゴールズと読んでおりますが、これを掲げていき

いということで、この目標年次は2030年ということにさせていただいているものですが、マザーレイク21計画で掲げました2050年ごろの琵琶湖のあるべき姿を、このマザーレイクフレームワークでも引き継いでいきたいと考えております。しかしご指摘のとおり、その当時と比べてだいぶ琵琶湖の状況も変わってきているということもありますし、当時は高い目標ということで掲げておりますけれども、そのあたりを実現可能かどうかということで見極めも必要と思いますので、あるべき姿を皆さんと共に考えていくに当たっては、必要と思っておりますので、ご意見を参考に進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

部会長： お願いします。

委員： 琵琶湖の保全の目標がどういう内容かということと、その目標をどういうふうにしてきたかということが2つあると思います。今、おっしゃられたのは、目標の1つではもちろんありますし、大変難しい目標だとは思っています。ただ、10年前にいろいろな立場の方に参加いただいて市民ワークショップを5回ほど開催し、そこでの議論を踏まえて目標を見直したという経緯があります。今回、目標をさらにどういうふうにしていくかということの1つとして、この琵琶湖との約束というのがあると理解しています。今資料1-4でご説明いただいたフレームワークとマザーレイクゴールズというのは、県だけで考えたことではなくて、マザーレイクフォーラムという市民参画の枠組みをどうするか、どうするかを進めるかということを考えるフォーラムの中のメンバーの1人として私も議論に加わってきました。その中でこれからどういうふうにして目標を作っていくかということで、大事なものは、もちろん水質を求める人もいれば、生態系の方を重点的に考えている人もおられる。それぞれの価値観の下でいろいろ求めるイメージが違う。違うことはそれでよくて、それらをどう把握するか、また、琵琶湖がどうなってほしいかだけではなく、琵琶湖とどういう関わり方をしたいかということも目標になり得るのではないかという議論を重ねてきました。水質としては高い目標があるのは理解しつつも、それ以外の目標とか、個人が思っている琵琶湖に求めるイメージというものをたくさん、たくさん集めて、それを眺めてみて、みんなでもう一回その目標、ゴールズと言っているものを作っていきませんかという投げ掛けをマザーレイクフォーラムとしていきたいということで、このような約束を集めようとなっています。

説明だけですが、目標がいろいろあるということと、それをみんなで作っていくということをフォーラムの中で議論しています、ということをご紹介したいと思います。以上です。

部会長： ありがとうございます。議論が1-4に移動してしまったのですけども……。どうぞ。

委員：平成29年に琵琶湖保全再生計画ができたときに、当然、保全、再生ということがあると思いますが、その中でわれわれ経済界は、琵琶湖をどう国民的資産の中で活かしていくのかというところをもっと計画に盛り込んでほしいと要望させていただきました。エコツーリズムも含め、海外のお客さんや滋賀の方に来ていただいている状況を見ると、コロナの状況を除くとますます琵琶湖の存在価値が上がっているのではないかと感じています。マザーレイク21は、県民、団体、事業者ということを書き添えておられるのですが、今までの滋賀県内の方々の目標や関わりについていろいろ書かれていたと思います。一方で琵琶湖保全再生法が法律の第1条に近畿圏の健全な発展と書いてあります。当然流域の方々とのつながりもないと、この琵琶湖保全再生法の意味合いとしても、経済に向けての色々な外部との関わり、琵琶湖と外部との関わりがないと滋賀県内の生産、なりわいが発展しないと思いますので、このマザーレイク21の方が理解はできるのですが、経済界からすると県外の方々に関わるような中身もこのフレームワークにもっと入れることが必要なのかなと思います。

琵琶湖保全再生法は行政が中心ということですが、マザーレイク21と琵琶湖保全再生法がどう関わるのかあまり見えてきません。行政は、法律に基づいて施策をしていくということですが、パリ協定等も含めて、世界的には色々な努力目標等は設定される。パリ協定は琵琶湖保全再生法に入れるのか、マザーレイク21の方に入れていくのか、ここに書いてある内容を見るとマザーレイクに入れる感じを受けるのですが、行政としてパリ協定をどういう根拠で施策に生かしていくのかという点、マザーレイクと琵琶湖保全計画の関わりが見えなくて、まず対象とする相手方々と、法に基づいた動きをマザーレイク21にどう関わらせていくのか、もう少しご説明があればありがたいです。

事務局：ありがとうございます。3点ほどいただいたと思うのですが、まず、琵琶湖保全再生計画を策定したときに琵琶湖を活かすということについて、経済界からも多数ご意見をいただきました。琵琶湖を守るだけではなくて、守ることで琵琶湖の価値を高めて、それを活かしていく、たくさん琵琶湖に来ていただいて琵琶湖の重要性を知っていただく、それをまた保全につなげていくという、この好循環を推進していこうとしています。その中で次の展開ということで、マザーレイクフレームワークというのが1つございます。おっしゃったように、県外や琵琶湖の下流域の方々にも参画をいただくことは非常に重要な視点とっておきまして、資料1-1に下流について書かせていただいています。どういった形で具体的に関わっていただくのかというところは大きな課題でございます。下流域の方にもフレームワークに参画いただいて、下流域だけではなくて日本全国の方々、国民的資産ということでございますので、そのような関わりを図っていけるような仕組みを皆さんと共に考えていきたいと思っております。

最後に保全再生計画とフレームワークとの関係について、ここの図にも少し書いていますが、なかなか概念的なところで説明しきれない部分はあるのですが、県、市町は、この

琵琶湖保全再生計画、行政計画を進めていくのですが、例えばマザーレイクゴールズに対して県、それから市町は、保全再生計画に掲げる施策をもって目標を達成していくということも考えておりますし、逆に多様な主体の皆さま方につきましては、日ごろの自主的な取組に基づいて琵琶湖の保全再生を後押ししていただくということで、この資料1-1の右の方に2つの矢印をお互いにそれぞれ書いており、こういうイメージをもってやっていきたいと思っておりますが、まだまだ具体的な説明にはなっておりませんので、もう少し検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

委員： 少しだけ追加になるのですが、新しいマザーレイク 21 の評価の方法が市民団体中心になっていく。そこに行政も関わるという形が見えにくい。あることだけが突出し、本来もっとしなければならないことが残ってしまったり、何となく評価の仕方によって変わっていくのかなと思うので、ちょっと心配しています。以上です。

事務局： ありがとうございます。その評価のところ、フレームワークは皆さんでゴールを作って、それに対してどういうふうに行進管理と言いますか、琵琶湖の状態が皆さんの取組によってどうなっていくのかというところは、確かに重要なところでございまして、今マザーレイク 21 計画の中で学際的なご意見、それから知見をいただく学術フォーラムという組織がございまして、この学術フォーラムを同じ形になるか分からないですが、そういった評価をいただく場を設けて、フレームワークになっても専門家の方々に琵琶湖の状態を評価いただけるような仕組みを作りたいと考えております。ありがとうございます。

部会長： ほかにございますでしょうか。

委員： 今日、審議会に参加させていただくの初めてになりますので、ちょっと的外れのこと言ってしまったら申し訳ないのですが、私から意見を申し上げます。

私は今 25 歳ですので、これからの琵琶湖環境を担っていくのは、引き継いでいくのは私たちの世代になるのかなと自負しているのですが、まずは今 2020 年で 2050 年に向かって動いていくという中で、その 30 年間、その計画に沿って動いていくのは私たち 20 代の世代かなと思っています。まずは若い世代に引き継ぐ、今ここで決められた計画をその後の世代に引き継ぐ長い計画になりますので、そういった観点は絶対に必須になるかと思えます。まずは引き継いでいく、受け継ぐという観点は取り入れていただきたいと思いました。

あと、環境活動をしていると、昔の琵琶湖を取り戻そうとか、私たちの子どものころはきれいだったとか、そういったことをおっしゃる方はとても多くいらっしゃって、そのとおりだと思うのですが、私たちの世代からすると、昔の琵琶湖の環境のことを知らないで、どれだけきれいだったかとかがイメージができないことも多くあります。実際昔の状態を取り戻そうという、その取り戻すという言葉がちょっとネガティブに聞こえてしまう。どちらか

という今はもう世界的に地球の気候とか、環境も変わっていますし、生態系も昔とは違っていると思いますので、どちらかというとなんな琵琶湖環境をこうやってつくり上げていきましょうと、そういった未来に向かって動くようなポジティブな考え方でこの計画を作っていて、下の世代に引き継いでいく、そういったことを考える要素に入れていただきたいなと思いましたので、ぜひよろしく願いいたします。失礼しました。

事務局： ありがとうございます。若い世代、次の世代に引き継いでいくという視点は非常に重要でございます。今まさにこのマザーレイクフレームワークは、先ほどご紹介ありましたように、マザーレイクフォーラムという組織でさまざまな議論をいただいております、そういう場にも委員も入っていただいて、策定段階から若い方々のお考えなどを取り込んでいければと思いますので、ぜひまたよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

部会長： よろしいでしょうか。すみません、時間の関係で手短にお願いいたします。

委員： 手短にということですので1点だけ。ここの新たな枠組みの構築というのは、ふりかえり報告書の最後のページに今後の取組の方向性ということでありまして、その中で課題として3点挙げられているのですが、それに対応するものという理解でよろしいですか。

事務局： はい、そのとおりでございます。

委員： ありがとうございます。その3点の中で、一番初めに主体的な取組を行政施策に反映することが限定的であったということが課題として挙げられています。先ほどのご意見とも関連するのですが、この新たな枠組みの中で出てくる意見なり、提案なり、色々出てくると思います。それを行政の施策の方に反映するという事は、法律の計画の中に関わってくる部分になると思いますので、そのあたりを十分ご検討いただきたいと思います。もう1つの課題である、裾野の広がりとか、県民、下流域の皆さんの琵琶湖に対するモチベーションというものにも関わってくると思いますので、ぜひご検討いただきたいです。

事務局： ありがとうございます。ご指摘の点も踏まえて検討していきたいです。ありがとうございます。

部会長： まだまだあろうかと思うのですが、資料1-1～資料1-4について、特に何かご意見ございますでしょうか。

委員： 資料1-2の117ページの琵琶湖の図を模して六角形の中に文字が入っております。その中の文字が非常に読みづらい。このページにこういうふうにされるのであれば、もう少し大き目にしていただきたいと思います。

事務局： ありがとうございます。修正させていただきます。

部会長： ほかにございますでしょうか。

委員： さまざまな意見が出ていますが、2010年度から2020年度までの第2期を作ったときにも第2段階の中で、いわゆる水質等についての、昭和40年代の水質を取り戻しましょう、あるいは水源の管理を始め、それぞれの施策を県として構築していきながら水源の管理を図っていきましょうということを掲げていた。それに対する反省を行い、それに基づいて新たな計画を作っていくのですが、このあたりの検証というものをしっかりとしながら次のステップを踏んでいく必要があります。右肩上がりですべて生態系がよくなった、外来魚も減りました、あるいはニゴロブナの漁業の生産量は右下がり、こういう個々は個々の状況として、やはり一番目標である昭和40年代の水質に戻すのだと、2020年までにやってしまうのだと、アオコや赤潮の発生しない琵琶湖という第2期の計画を作っているのだから、やっぱりこのあたりをしっかりとクリアしながら次のステップを踏んでいく必要があります。それもできていないのに2050年代には昭和30年代の水質を取り戻そう、とか言っても不可能ではないのか。高過ぎる目標ではないかということをお願いしたいのです。このあたりの検証をこんなに分厚いものにしてもらっているのだけでも、しっかりとたして昭和40年代の水質に琵琶湖は戻ったのかという一番の原点を考えてステップを踏んでいかなければならないと思います。

事務局： ありがとうございます。今まさに検証をしておりますが、今おっしゃったような視点も含め、原点に立ち返って、検証した上で次のステップに移ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

部会長： まだまだご意見あろうかと思いますが、時間の関係で次の議題に入りたいと思います。議題の3、琵琶湖保全再生計画の総括、フォローアップの中間報告及び計画の改定についてです。

(3) 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）の総括（フォローアップの中間報告）および計画の改定について

<事務局から資料2-1～資料2-3を説明>

部会長： ありがとうございます。初めの方でいろいろ議論が活発になったため、時間がかなり押しています。フォローアップ報告書について議論する十分な時間がないことから、細かい点は、この会議の後で個別に事務局の方にご意見いただけたらと思っています。もし時間があれば少し議論したいと思います。

まずはこの資料の2-1と2-2について、それと先ほどのマザーレイクの議論の中で、マザーレイクの本質というものが法律や計画の方にどのように反映されているかという疑問の声が幾つか挙がっていましたので、それも含めてまずは資料の2-1と2-2についてご意見いただけますでしょうか。もちろん質問でも結構ですけども、いかがでしょうか。

1つ私の方から質問させていただきますけども、先ほど9月28日までに琵琶湖保全再生法の見直しの予定というお話だったのですけども、具体的にどの点が改定されるのか、もし現時点でお分りのことがあったら教えていただきたいのですけども。

事務局： 法改正があるかないかということですか。

部会長： そうです。

事務局： 現時点では法改正までには至らないのではないかと考えております。

部会長： 法改正なしでそのまま進む可能性がありますか。

事務局： 関係省庁の皆さまや関係地方公共団体と進めている法律等のフォローアップを通じて検討しておりますが、資料2-2にございますが、県の基本的方針ということで、ここで整理をさせていただいております。県の認識としましては生態系の課題はまだまだございますが、これについては法の制定時に議論がございましたので、すでにもう規定がされています。また、新たな課題というところで、気候変動でありますとか、プラスチックごみにつきましては琵琶湖に対する直接的な施策がなかったり、既存の法律の中で読み込めるところもありますので、県の認識としては、法の制定後、法改正の要件を満たすほどの状況の変化はないということでもあります。皆さんと議論をしてこの形にさせていただいておりますし、あとは国の方にもこの県の認識を伝えておまして、今後国、それから関係地方公共団体等で総合的に判断をして、法の見直しの時期となる今年の9月には何らかの答えが出ることになると思っております。

部会長： そうしますと9月頃の審議会で次回の再生計画、改定計画の素案が出ると言っていたのですけど、法や基本方針の改正の方向性を踏まえた改定計画素案が出るということ

ですか。

事務局： そう考えています。

部会長： 今のご回答も含めて、資料の2-1と2-2でご意見、質問はございますでしょうか。

委員： 資料2-2の1の課題の基本的な考え方の1行目ですけれども、水質は改善傾向にあると書いているのですけれども、これを北湖と南湖で一緒にまとめて書いていいかというのが少し気になります。もちろん改善傾向というところをうそはないと思うのですけれども、やはり値がそもそも違うということと、状況が違うということがあると思います。

なぜそう思うかという理由がもう1点ありまして、2年前に住民の方に琵琶湖流域の環境をどう思いますかという調査をしたときに、2つだけここで挙げられている評価と大きく違うところがあって、その1つが琵琶湖の南湖の水質でした。もう1つは、森林管理について県は比較的良好な評価ですけれども、住民の方は、特に安曇川上流の方ですけれども、よく評価していないということがあります。その件については、改定される予定ということですが、南湖、水質に関しては改定されないということなので、南湖を重点的に取り組みますと書かなくていいかとお尋ねしたいです。以上です。

事務局： ありがとうございます。資料2-2はコンパクトにまとめている資料でございます。おっしゃるように南湖と北湖で状況は違っており、その詳細はフォローアップの中でまとめております。基本的には窒素とリンについては改善傾向、南湖、北湖ともということですが、あとは水質がよくなっても魚が帰ってこないとか、生態系との関連もございしますので、しっかりとフォローアップの中でまとめていきたいと思っております。ありがとうございます。

部会長： ほかにございますでしょうか。ないようでしたら、この資料の2-3のフォローアップの報告書の議論になると思います。「てにをは」ではなく、全体の構成やかなり大きなところでこういうふうにした方がいいとかいうのも含めてご意見はございますでしょうか。かなりタイトで分かりにくいというのが正直なところですが。

委員： 「生物多様性の保全の推進」のところですか。前に何回か申し上げたと思うのですけれども、絶滅危惧種とか、希少種についての評価はB評価でもいいのかなとは思いますが、生物多様性の保全ということと言うならば、希少種だけじゃなくて、琵琶湖周辺の環境に生息するすべての生物、これをいかに減らさないかという観点が必要になると思います。

そういう意味から言うと、水路の魚の行き来を確保するというのは、これはこれでいいと思うのですが、それ以外の生物、それに対する連続性、生息環境の連続性というのはここには一切上がってきていませんので、そのあたりをどのように考えておられるか、今後取り組まれるかということも記していただけないかなと思います。

部会長： 41 ページですか。事務局、お願いします。

事務局： ありがとうございます。希少種だけではなくてすべての生物を減らさないというご指摘について、まだこのフォローアップの中に少し書けていないところもあると思いますので、もちろんそのことは重要だと思いますし、魚以外の生物の連続性を確保するためにどのようにやっていくべきかということも含めて、何かここで盛り込めないか検討していきたいと思います。ありがとうございます。

部会長： では、お願いします。

委員： 私もまだ整理しきれていないのですが、資料 2-2 の方に新たな課題の下段のほうに気候変動ということで載せていただいています。この気候変動は、温暖化部会等もこういう話も出ていたと思います。琵琶湖保全再生法の具体的な施策の中でも、マザーレイク 21 の話の中でもパリ協定の話があったと思います。この琵琶湖保全再生法の考えの中に当然パリ協定の考え方も少しは入ってくるのだろうと想定はしていますが、気候変動に関する直接的な対策がないと書いていただいている点について、本当はないのかなという気がしています。距離があってなかなか悩んでいますみたいな表現になっていますが。直接的な話をする、琵琶湖でゲリラ豪雨があり、水位が増した時には洗堰で調整しているわけです。それは漁業に対する影響もかなりあるのだろうと感じています。今のところ距離があるのかもしれない、想定されることがあれば、この琵琶湖保全再生計画改定版の中に少しでもどこか表現されているのかどうか、全部見きれていないので分からないのですが、保全再生計画の方にも少し入れていく必要があると思っています。そのあたりいかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。ご指摘の気候変動についてですが、資料 2-2 のところで直接的な対策はないと記載をしているのですが、気候変動でありますとか、それに伴う気象の変化、それが琵琶湖や環境に対してどのような影響を与えていくというところは、まず調査研究の中で情報を集めてどのような対策が必要なのかというところで、まずその具体的な対策の前に、知見の収集や整理が必要と思っております。計画の改定時において、気候変動を想定した調査研究について何か書くことができないと考えているところでございます。ありがとうございます。

委員： ちょっと水位変動の話をしたのですが、以前当部会においてモロコの卵がついているのに水が下がって、干上がってという話があったかと思います。そういう意味合いと気候変動の部分もやっぱり影響しているのかなと思っています。まったく関係がないという、直接的な対策がないこともないのではないかと私自身思っているのですが、もう少し取組の方も表現していただくとありがたいです。

事務局： ありがとうございます。現行の計画の中でご指摘の魚の産卵に配慮したことをやっていくということも書いておりますので、気候変動も含めてどのような対応ができるのか検討も必要と思っております。ありがとうございます。

部会長： ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。私の方から1点です。25 ページの「内湖等の保全及び再生」の取組の成果と課題のところ、早崎内湖に関して「琵琶湖と内湖の連続性の回復により、徐々に生態系が回復しつつある」という表現があります。その「生態系が回復しつつある」というのが、非常にあいまいな表現で、何を以て生態系が回復したと判断されるのかという具体的な事実、抽象的な話ではなくて、評価に耐えるような具体的な記述にしていただく必要があるのではないかと思います。

あとは、先ほどのマザーレイクとの関係ですが、どうしても行政計画ですので、項目に分かれてしまっているわけです。そうするとマザーレイクの本質とか、各項目に落とし込んでいったときに落とし込めなかったものが必ず出てきます。その落とし込めなかったものをどうするのか、行政計画なので落とししたところをやりましたといっても、本当に琵琶湖はよくなったのかという話になると、やはりそこに乖離(かいり)ができてしまうわけです。そこをどういうふうに埋めていくかというところが見えない。流れが市民の皆さんとの協働になったときに、じゃあ、この行政計画の中で琵琶湖が本当によくなったのかというのを見る視点というのがなかなか法律と言うか、計画の中から見えてこないというところをどうしていったらいいのか。具体的にどうすればいいということじゃないですけども、そこがちょっと懸念されるという感じがいたしました。

ほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、恐らく皆さんのご専門から見たときに、この項目についてはここが足りないとか、こういう書き方がいいのではないかとすることがおそらく出るかと思えます。それにつきましては、事務局の方から期限を決めて問い合わせをしていただいで、その上で期限内にお返事をいただくということで対処をさせていただけたらと存じます。よろしいでしょうか。

そうしましたら、最後にその他について、事務局から何かございますでしょうか。ないようですので、議事を終了します。

【以 上】